

HPV ワクチン接種後に生じた症状に関する今後の救済に対する意見

以下のとおり、意見を提出します。

- 我が国の予防接種に係る救済制度は、損失補償とは異なり、その対象について、厳密な医学的な因果関係までは求めず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とされている。これまで、他のワクチンについても、この方針の下で救済を進めてきており、HPV ワクチン接種後に生じた症状においても、これを踏襲し速やかに救済を進めるべきと考える。
- 救済の認定は、個別の症例に対する評価を基本とし、本合同会議の議論を参考とし、症例の全体像を踏まえて個々の患者の方ごとに丁寧に評価することが必要である。
- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法では、接種との因果関係が否定できない場合でも、予防接種法と異なり、通院に係る医療費・医療手当の支給対象が、入院相当の医療に対するものに限られている。また、基金事業において自治体に義務づけた民間保険は、予防接種法の救済制度では支給される医療費・医療手当をカバーしていない。基金事業も国が主導して接種を進めた経緯を踏まえれば、この差を埋めるための措置を検討すべきである。
- HPV ワクチン接種後に生じた症状や患者への治療等については、治療方法が確立されていないことも踏まえ、なお、研究が必要である。その際、協力医療機関の受診者フォローアップについては、患者の方々に、症状や診療に関する情報を提供いただき、知見の充実に協力していただけるよう、研究への協力を得やすくする仕組みを検討すべきと考える。
- 協力医療機関が全都道府県に整備されたが、患者に適切な治療ができるよう、更に診療の質の充実を図るべきである。
- 様々な症状とワクチンとの関連は完全には解明されていないが、患者の学習支援や教育現場との連携等、患者の生活を支えるための、相談体制を拡充すべきである。

疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会

分科会長 五十嵐 隆

稲松 孝思

岡部 信彦

多屋 馨子